

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、国及び地方公共団体の任命権者において、障害者活躍推進計画の策定・公表が義務化
- 計画策定にあたり、各任命権者の関係課長等で構成する「江東区障害者活躍推進検討委員会」を設置するとともに、障害のある職員へのヒアリングを実施
- 本計画の下、障害のある職員がその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮でき、いきいきと働くことのできる職場づくりに向けて、様々な取組を推進

I 策定主体及び計画期間

- 1 計画の策定主体
区長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員、議長が連名で策定
- 2 計画期間
5年間（令和2年度から令和6年度まで）

II 区の障害者雇用の現状

- 1 障害者雇用率
2.08%（令和2年） ※特例認定により、各機関で合算して算定
- 2 定着率
90.9% ※障害のある職員の採用後1年間の定着率（過去10年間平均）

III 計画の目標

- 1 採用に関する目標
障害者雇用率2.6%以上（各年6月1日時点）
- 2 定着に関する目標
職場環境（就労環境、職務内容、人間関係）を理由とする不本意な離職を生じさせないこと

IV 障害者活躍の推進に向けた取組

- 1 推進体制の整備
 - (1) 「江東区障害者活躍推進検討委員会」の設置
 - (2) 障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任等
 - (3) 障害理解の促進に向けた研修等の実施
- 2 職務の選定・創出
 - (1) 採用前面談の実施
 - (2) 管理監督者との定期的な面談の実施
 - (3) 職務の選定・創出に係る関係機関との連携
 - (4) 集約型組織の設置の検討
- 3 環境整備・人事管理
 - (1) 施設及び就労支援機器等の整備
 - (2) 合理的配慮の提供等に係る理解の促進
 - (3) 常勤職員及び会計年度任用職員の計画的採用
 - (4) 多様で柔軟な働き方の推進
 - (5) 障害特性に配慮したキャリア形成に係る取組
 - (6) その他人事管理に係る取組
- 4 その他の取組
 - (1) 障害者就労施設等からの物品の調達の推進